

## 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関するQ&A

### 申請について

#### Q: 申請は郵送も可ですか？またオンライン申請はできますか？

A: 新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、窓口でなく郵送による申請を奨励しています。またオンラインによる申請はできません。

#### Q: 申請書をいただきたいのですが？

A: 町ホームページからダウンロードしてください。また、印刷環境がない方へは申請書を郵送させていただきます。税務課課税担当までお問合せください。

#### Q: 口座振替で納付していますが申請できますか？

A: 対象となる期間のものであれば申請可能です。ただし、減免の可否の判定日によっては、減免前の金額で引き落としになってしまう場合がありますので、ご了承ください。なお、過納分については後日還付の書類をお送りいたします。

#### Q: 申請はいつからできますか？

A: 令和3年度の国民健康保険税納税通知書は7月上旬に発送予定です。納付書の到達後に申請をお願いします。

#### Q: 申請をしてから減免の決定まではどのくらいかかりますか？

A: 申請を受理してから概ね1か月程度かかる予定です。決定された場合、減免の決定通知書及び減免後の国民健康保険税の納税通知書を発送いたします。必要書類の不備や調査等が必要な場合、これよりも遅くなる可能性があります。

#### Q: 申請はいつまでできますか？

A: 申請期限は、原則として令和3年8月2日（月）までです。  
なお途中で加入された方は、最初の納期限の日までとなります。

#### Q: 令和2年中の収入・所得について、確定申告していないのですが、減免申請できますか？

A: 減免の要件である前年の収入や所得を確認するために、確定申告された金額を用います。このため、令和2年中の所得の確定申告が済んでいない場合、減免の可否を判定できないため、確定申告を済ませてから申請してください。また同一世帯内に18歳以上の未申告者（扶養控除対象

者は除きます。) がある場合についても減免額の計算ができないので、申告を済ませてから減免申請してください。

### **減免対象となる保険税について**

**Q: 減免の対象となる保険税を教えてください。**

A: 減免の対象となる保険税は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているものです。

ただし、国民健康保険加入手続きが遅れたなど、令和2年2月以降に資格を取得し、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日の国民健康保険税は、減免の対象にならない場合があります。

**Q: 国民健康保険税以外に減免してもらえるものはありますか？**

A: 介護保険料（長寿生きがい課）、後期高齢者医療保険料・国民年金保険料（町民課）にも新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度があります。

**Q: 令和2年中は全く働いていなかったが減免になりますか？**

A: 令和2年と令和3年を比較しての収入減を根拠としているため、減免にはなりません。

**Q: 要件全てに該当しますが、前年の所得金額が0円(収入金額551,000円未満)のため、減免対象となる保険税額の計算で0円となってしまいます。保険税の減免はどうなりますか？**

A: 減免額が0円となります。申請していただいても、納付いただく保険料に変更はありません。

**Q: 減免決定前に支払いすぎた保険税は、還付されますか？**

A: 還付します。ただし、滞納している保険税がある場合は充当します。

**Q: 必ず減免になりますか？また、全額が免除になりますか？**

A: 基準に応じてのため必ずしも減免になるとは限りません。同様に必ずしも全額が免除されるものでもありません。また、電話等で事前に減免の可否及び減免額をお答えすることはできません。

**Q: 一部が減免又は不許可になったが、残額の納付が困難な場合はどうすればよいでしょうか？**

A: 納付については状況により分割納付が可能な場合もあります。また、基準に応じて徴収が猶予される場合がありますので、お問い合わせください。

## **減免の要件について**

### **Q:主たる生計維持者とは何ですか？**

A：主たる生計維持者とは、原則、国民健康保険上の世帯主（被保険者証に記載されている世帯主）をさします。実態的に、国保上の世帯主以外の方の収入で生計が維持されている場合は、申請時にその旨申し出てください。

### **Q:共働きの世帯なのですが、主たる生計維持者を2名とすることは可能ですか？**

A：共働きの世帯の場合等も、主たる生計維持者を2名とすることはできません。主たる生計維持者は、原則国保上の世帯主であり、必ず1名です。

### **Q:新型コロナウイルス感染症で死亡したことはどのように確認するのですか？**

A：医師による死亡診断書により確認します。

### **Q:重篤な傷病を負ったとはどのような状態ですか？**

A：1カ月以上の治療を有すると認められるなど、症状が著しく重い場合をさします。医師による診断書により確認します。

### **Q:新型コロナウイルス感染症の影響とはどのような場合を言うのですか？**

A：新型コロナウイルス感染症自体や、そのまん延防止措置による影響を言います。新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合（懲戒解雇や昨年中の離職が原因など）は除きます。

### **Q:収入減少が新型コロナウイルス感染症の影響であるかどうか、どう判断するのですか？**

A：新型コロナウイルス感染症の影響とは、緊急事態宣言や自粛要請など、感染拡大防止のための措置による社会・経済への影響をさします。新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合（懲戒解雇、昨年中の離職等が減収の主な原因など）を除き、新型コロナウイルス感染症の影響と判断します。

### **Q: 新型コロナウイルス感染症の影響により、会社を退職しました。減免を受けることができますか？**

A：会社都合による退職（新型コロナウイルス感染症の影響による退職を含む）や正当な理由のある自己都合での退職の場合に受けられる軽減制度（非自発的失業者に係る軽減制度）があります。この軽減制度に該当する方は、新型コロナウイルス感染症による減免を受けることができません。

**Q:昨年、非自発的失業による軽減を申請し、令和3年度分の保険税も軽減が適用されています。**

**減免の対象となりますか？**

A:主たる生計維持者が非自発的失業による軽減制度を適用されている場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免については対象外です。

ただし、非自発的失業による軽減適用となる給与収入以外に減収見込みの事業収入等がある場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となる可能性があります。また、主たる生計維持者以外の方が非自発的失業による軽減対象で、主たる生計維持者の収入が一定額減少している場合は、減免申請ができます。

**Q:既に他の減免(旧被扶養者減免など)を受けています。新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となりますか？**

A:既に他の減免を受けている保険税をさらに減免することはできません。世帯の保険料（介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料）のうち、他の減免を受けていない保険料は新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となる場合もありますので、それぞれの担当課へお問い合わせください。

**Q:新型コロナウイルス感染症の影響が原因ではないが収入が減りました。減免になりますか？**

A:対象にはなりません。

**Q:一人暮らししている母の生計を、別世帯の自分が仕送りで支えています。別世帯の者が主たる生計維持者として、母の国民健康保険税の減免申請できますか？**

A:別世帯の方を主たる生計維持者とすることはできません。

**Q:収入や所得がわかる書類は、世帯全員分が必要ですか？**

A:全員分は不要です。主たる生計維持者の収入や所得がわかる書類が必要です。ただし、主たる生計維持者および国保加入者（令和3年4月1日現在19歳未満の方をのぞく）に未申告の方がいる場合は、減免要否の判定や減免額の計算をすることができないため、減免申請を受け付けられません。

**Q:令和3年中の収入見込みはどのように算出すればよいですか？**

A:令和3年1月から申請月までの実際の収入額と、その後の見込み額を合算し、12か月分の見込み額を算出します。申請月以降の見込み額については、申請時点の实情から算出してください。例えば令和3年1月から申請月までの収入額の平均などから算出する方法も考えられます。

(※) 申請時点で営業再開や再就職の見通しが立たない場合は、廃業・休業、失業後の見込み額は“0円”とします。

**Q:「事業収入」は前年比10分の3以上の減少見込みですが、「不動産収入」は減少する見込みがなく、合計した場合、前年比10分の3以上の減少はありません。この場合は要件を満たさないことになりますか？**

A:「事業収入」「給与収入」「不動産収入」「山林収入」のいずれかであるため、どれか1つでも該当があれば要件を満たします。4つの収入のうち、前年比10分の3以上の減少見込みになる収入が複数ある場合は合計額とします。なお、株式や配当は一時的な所得であり、減少対象となる収入等には含みません。

**Q:「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に、国や県等から支給される「特別定額給付金」など給付金は含みますか？**

A: 国や県等から支給される各種給付金は、「保険や損害賠償等により補填されるべき金額」に含みません。

**Q:「前年の所得の合計額」とは？**

A: 2020年中のすべての所得の合計額です。年金などの雑所得や株式の配当所得、土地や株式などの譲渡による所得も含まれます。また、医療費控除や扶養控除などの各種控除をする前の額です。